



長岡京市第9次高齢者福祉計画 長岡京市第8期介護保険事業計画

概要版

令和3～5年度

「いきいき・あんしん」
～支えあいのまちづくり～



令和3年3月

長岡京市

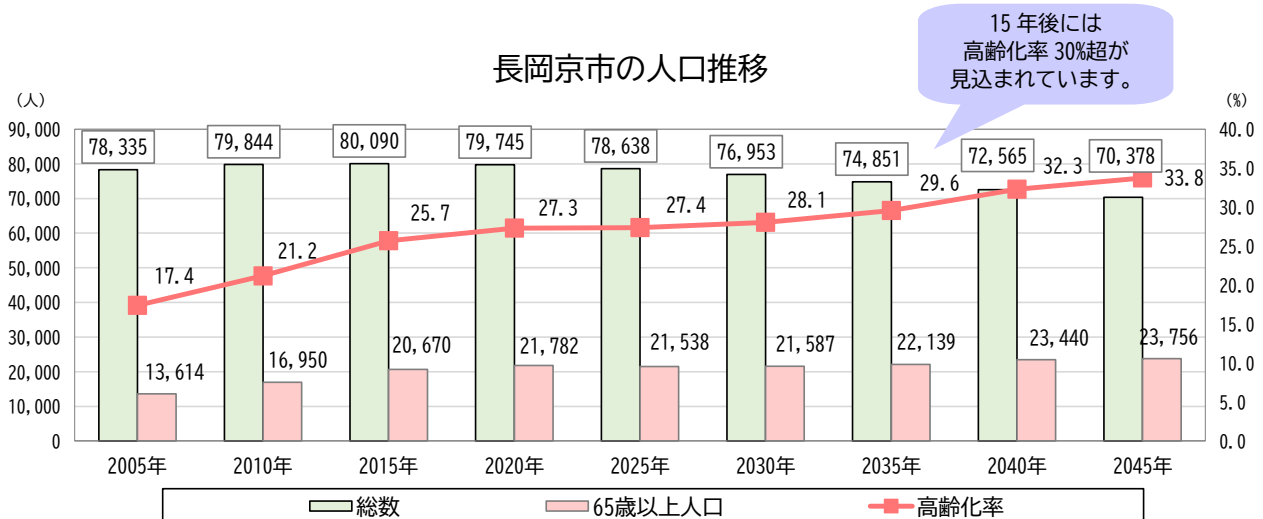
1. 計画の基本的な事項

■ 計画策定の趣旨

本市においても総人口が減少する中で高齢人口がピークを迎え、介護ニーズが高まることが推察されます。本市で暮らすすべての高齢者が生きがいをもって安心して生活できる地域共生社会の実現をめざし、介護サービスのニーズを中長期に見据えるとともに、高齢者福祉に関する施策を総合的に推進するために本計画を策定します。

地域共生社会

すべての市民・関係者が地域の問題・課題を「我が事」として捉え・関わり、支え手・受け手という関係を超えて、多様な主体・担い手がつながり、「丸ごと」受け止める場を地域につくる取組み



■ 位置づけ

「長岡京市第9次高齢者福祉計画」は老人福祉法第20条の8、「長岡京市第8期介護保険事業計画」は介護保険法第117条の規定に基づく市町村計画です。

■ 期間

令和3（2021）年度から令和5（2023）年度の3か年

■ 基本理念

「いきいき・あんしん」～支えあいのまちづくり～

家庭・地域・団体・事業者・行政等の多様な主体が、それぞれの役割を果たしながら、高齢になっても、誰もがその意思が尊重され安心して暮らせることをまちの将来に展望し、この基本理念を掲げます。

2. 施策領域のめざす姿と施策

基本理念の実現に向け、「高齢期を自分らしく暮らすことを応援する」「介護等が必要になったときの安心を守る」の2つの柱を設定し、施策領域ごとに「めざす姿」を掲げました。このめざす姿を目標に17の施策を推進します。

柱1：高齢期を自分らしく暮らすことを応援する

施策領域	めざす姿	施策
(1)健康づくり・介護予防	健康づくりや介護予防をできる環境が身近にあり、正しい知識を学びながら主体的に取り組んでいる	① 健康づくりの推進・介護予防の充実
(2)社会参画	いくつになっても自分らしくいきいきと社会参画している	① 就労や趣味活動・生涯学習等の促進 ② 高齢福祉に係るボランティアの確保・育成 ③ 居場所・活動拠点の充実
(3)高齢者虐待防止・権利擁護	高齢の人の生命、財産、生活に係る権利が守られている	① 高齢者虐待の予防と対策の強化 ② 成年後見制度等の利用支援

柱2：介護等が必要になったときの安心を守る

施策領域	めざす姿	施策
(1)介護サービス等	介護等が必要になっても安心してサービスを利用できる	① 介護保険サービスの充実 ② 生活支援サービスの充実 ③ 地域包括支援センターの機能強化 ④ 在宅医療・介護の連携強化 ⑤ 災害や感染症対策の充実 ⑥ 介護保険制度の適正運営
(2)認知症対策	認知症についての地域や周囲の理解が進み、認知症の人や家族が安心して生活できる	① 認知症に関する普及啓発の充実 ② 認知症の早期発見・早期対応等の推進 ③ 認知症等による行方不明者への対応強化
(3)見守り体制	介護への理解が進み、地域全体での見守りの中で安心して生活できる環境が整備されている	① 家族介護者支援の充実 ② 日々の見守り体制の充実

3. 長岡京市の高齢福祉に係る主な取組みの概要

柱1：高齢期を自分らしく暮らすことを応援する

施策領域（1）：健康づくり・介護予防

施策① 健康づくりの推進・介護予防の充実

- 「健康フェスタ*」の開催や「自分サポーター養成講座*」の実施、「介護予防サロン*」の開催や地域の各種教室での「介護予防手帳」活用の促進を図ります。
- 「介護予防サロン*」など身近な地域での介護予防の取り組みにリハビリテーション専門職をはじめとする多職種の関与を促進します。

施策領域（2）：社会参画

施策① 就労や趣味活動・生涯学習等の促進

- シルバー人材センターの事業、ボランティア、NPOの活動等の情報発信や活動の支援を行います。
- 高齢者が参加できる趣味活動やサロン等に関する情報を提供します。

施策② 高齢福祉に係るボランティアの確保・育成

- 生活支援コーディネーターと連携し、「地域お助けサポーター*」の啓発・養成・フォローアップを行います。

施策③ 居場所・活動拠点の充実

- 各施設の事業の周知と充実によって利用拡大を図るほか、老朽化が進む竹寿苑の移設・介護予防機能の付加も視野に更新を進めます。

元気な高齢者の皆さん、活動してみませんか？

施策領域（3）：高齢者虐待防止・権利擁護

施策① 高齢者虐待の予防と対策の強化

- 市広報紙やパンフレット、ホームページ等による情報発信、福祉サービス等従事者への人権意識の徹底を図ります。

施策② 成年後見制度等の利用支援

- 市民への普及啓発や長岡京市社会福祉協議会による日常生活自立支援事業等の周知と利用促進により、権利擁護に努めます。

本市の取り組み

〔健康フェスタ〕

総合事業対象者把握と地域包括支援センターの周知、介護予防の啓発を目的とした健康に関するイベント。



〔自分サポーター養成講座〕

介護予防の基礎を習得し、地域で自主的に介護予防に取り組む人材を養成する講座。

〔介護予防サロン〕

地域自主組織が介護予防等を目的とし、運動実践と交流するつどいの場。



〔地域お助けサポーター〕

高齢者のごみ出しや福祉施設での話し相手、レクリエーションと一緒に楽しむなどの支援活動をしている。活動に応じてポイントが付与され、年間で1,000円程度の福祉施設製品と交換できます。

サポーターになるには、市が開催する養成講座の受講が必要。

柱2：介護等が必要になったときの安心を守る

施策領域（1）：介護サービス等

施策① 介護保険サービスの充実

- 地域密着型サービスの指定や指定基準、運営評価等に係る意見聴取を行い、その適正運営に努めます。
- 住宅のバリアフリー化等に係る情報提供や各種助成制度の周知に努め、その利用を支援するとともに、リハビリ専門職等が関わることにより、利用者の自立支援につながる適切な住宅改修が行われるように支援します。
- 京都府や福祉人材センター等と連携を図りながら、介護事業所における業務効率化の支援や介護人材離職防止・定着促進に向けた働きやすい環境づくりに取り組みます。

施策② 生活支援サービスの充実

- 「くらし支援訪問サービス*」の周知を図るとともに、質の向上のため、「くらしヘルパー*」の養成・フォローアップ研修を開催します。
- 「第2層生活支援コーディネーター*」による活動や地域ケアマネジメント会議から抽出された生活支援ニーズを「第2層協議体*」で情報共有し、課題に対応します。また、市全体での課題検討が必要となった場合は、「第1層協議体*」で取り組みます。

施策③ 地域包括支援センターの機能強化

- 地域包括支援センターが民生児童委員、自治会、老人クラブなどが取り組む多様な地域活動に積極的に関わることにより、住民の地域包括支援センターの認知向上を図ることで、高齢者ケアをはじめ包括的なケアの拠点としての機能強化につなげます。

- 各地域包括支援センターで「地域ケア会議*」を開催し、地域課題の検討や自立支援に資するケアマネジメント支援を行います。

施策④ 在宅医療・介護の連携強化

- 医療機関、医療関係者等と保健、福祉、介護の関係機関の連携を強化し、医療と介護が必要な状態であっても、多様なサービスが身近なところで包括的に提供できる支援体制をつくります。
- 自分自身の「終末期」や家族の「看取り」について考える場や機会を設けることにより、知識普及と意識啓発を推進します。

本市の取り組み

〔くらし支援訪問サービス〕

現行のホームヘルプサービスのうち、買い物や掃除等のみを対象としたサービス。市が開催する養成講座を修了した「くらしヘルパー」が従事しており、令和2年度から長岡京市シルバー人材センターが実施している。

〔生活支援コーディネーター〕

地域での生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を担っている。

※第1層(市全体)/第2層(概ね中学校区)

〔協議体〕

市が主体となり、各地域の生活支援コーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化を図る場。

※第1層(市全体)/第2層(概ね中学校区)

〔地域ケア会議〕

多職種協働による個別ケースのケアマネジメント支援のための実務者レベルの会議(地域ケア個別会議)と、そこで蓄積された最適な手法や地域課題を関係者と共有するための会議(地域ケア推進会議)がある。

施策⑤ 災害や感染症対策の充実

- 災害時や感染症発生時等においても、要支援・要介護者が必要な福祉サービスを継続的に受けられるよう、地域の福祉団体、事業者、関係機関との連携・調整を支援します。
- 庁内の関係部局と連携して介護事業所等における災害や感染症の発生時に必要な物資についての備蓄・調達・輸送体制をあらかじめ整備します。

施策⑥ 介護保険制度の適正運営

- 市広報紙、ホームページ、出前講座等により、介護保険制度やサービスの利用方法等についての情報提供を行います。
- ケアプラン点検を実施し、ケアマネジメントの質の向上を図ります。
- 認定調査委託事業所が実施した認定調査票の点検等をはじめ、住宅改修の実地点検、医療情報との突合、縦覧点検等を実施し、適正な介護保険給付の確保に努めます。

施策領域（２）：認知症対策

施策① 認知症に関する普及啓発の充実

- 市広報紙やパンフレット、ホームページ等による情報発信や講座の開催、「メールサポーター*」「ぶじかえる応援団*」「おでかけあんしん見守り隊*」と協力した普及啓発を行います。
- キャラバンメイトの活動促進や自治会や学校、関係団体等において認知症サポーター養成講座を開催するとともに、認知症サポーターのステップアップ講座を開催します。

本市の取り組み

〔おでかけあんしん見守り隊〕

対象：商店・事業所・団体

行方不明者発生時にFAX等で情報シートを受け取り、店舗等への掲示、業務内での搜索を依頼しています。



また、見守り隊ステッカーの店舗掲示による認知症及び事業の啓発、さらに認知症サポーター養成講座の受講をお願いしています。

〔メールサポーター（迷い人情報メール）〕

対象：個人

行方不明者発生時に、その方の特徴や行方不明になった場所をサポート者に送信し、自身の敷地内や外出先でその特徴に当てはまる方がいないか確認をお願いしています。



〔ぶじかえる応援団〕

対象：個人

携帯電話をBluetoothの受信器として活用するための専用アプリをインストールします。



行方不明者発生時の連絡があった時に受信器として搜索に協力をお願いしています。

施策② 認知症の早期発見・早期対応等の推進

- 認知症の発症を遅らせる、進行を緩やかにするために介護予防に資する高齢者の通いの場を増やすとともに、「認知症地域支援推進員*」を活用して、認知症対応型カフェなど認知症の人の地域での居場所づくりと、これを支える人材の育成、活動への支援を図ります。
- 認知症初期集中支援チームの活用を図り、医療福祉関係の専門職による認知症早期段階の集中的な対応や認知症の方とその家族への支援を行います。
- 若年性認知症も対象とした、乙訓医師会と連携して実施しているもの忘れ検診事業の受診促進を図り、対象者の早期把握と早期対応に努めます。

施策③ 認知症等による行方不明者への対応強化

- 民生児童委員やケアマネジャー等への「おでかけあんしん見守り事業*」の周知を図ることで事前登録者を増やすとともに、協力団体等を増やし、体制を強化します。
- 行方不明発生時の搜索模擬訓練*を各地域で実施し、認知症対応に係る市民啓発を図りながら、地域の見守り体制を強化します。
- 行方不明時の搜索に有効な GPS や Bluetooth 機器の利用促進を図ります。

施策領域（３）：見守り体制

施策① 家族介護者支援の充実

- 介護家族同士の情報交換を行う機会となる交流の場をつくります。

施策② 日々の見守り体制の充実

- 民生児童委員による高齢者実態調査を通じた見守り活動や、自治会などによる交流活動を促進します。
- 緊急・相談通報システムの設置を周知します。

〔認知症地域支援推進員〕

医療機関や介護サービス、地域の支援機関の間の連携支援や、関係機関と連携した事業の企画や調整、認知症の人やその家族を対象とした相談業務などを行う。認知症地域支援推進員の活動は、市と協働し進めている。

〔おでかけあんしん見守り事業〕

事前登録、反射シールやかえるお守り（Bluetooth タグ）等の配布、おでかけあんしん見守り隊やメールサポーター・ぶじかえる応援団の登録促進、搜索模擬訓練等を通じて地域での見守り体制をつくる事業。（各事業については P.5 参照）

〔行方不明者搜索模擬訓練の取り組み〕

平成 24 年度から毎年度実施している。地域住民、民生児童委員、地域包括支援センター職員、郵便局、介護サービス事業所、警察署等と共に、情報伝達訓練や GPS や Bluetooth 機器を利用した搜索訓練などを行っている。



4. 第1号被保険者の所得段階別保険料

65歳以上の第1号被保険者の令和3～5年度の年額の保険料は次のとおりです。

■第8期計画期間における第1号被保険者の所得段階別保険料段階

第 8 期 (令和3～5年度)		保険料 基準額 (月額)	保険料率	保険料 (年額)
第1段階	生活保護受給者、本人・世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金受給者、または本人の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下	6,180円	基準額×0.3 (0.45)	22,250円 (33,380円)
第2段階	本人・世帯全員が住民税非課税で本人の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円以下		基準額×0.5 (0.6)	37,080円 (44,500円)
第3段階	本人・世帯全員が住民税非課税で本人の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円超		基準額×0.65 (0.7)	48,210円 (51,920円)
第4段階	本人は住民税非課税で世帯の誰かが課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下		基準額×0.9	66,750円
第5段階	本人は住民税非課税で世帯の誰かが課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超		基準額×1.0	74,160円
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以下		基準額×1.15	85,290円
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円超210万円未満		基準額×1.25	92,700円
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満		基準額×1.4	103,830円
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が320万円以上400万円未満		基準額×1.6	118,660円
第10段階	本人が住民税課税で合計所得金額が400万円以上600万円未満		基準額×1.8	133,490円
第11段階	本人が住民税課税で合計所得金額が600万円以上800万円未満		基準額×2.15	159,450円
第12段階	本人が住民税課税で合計所得金額が800万円以上1,000万円未満		基準額×2.50	185,400円
第13段階	本人が住民税課税で合計所得金額が1,000万円以上		基準額×2.85	211,360円

※ 年額保険料は、基準月額（6,180円）を基に計算し、端数については10円未満を切上げ

※ 第1～3段階の()書きは、低所得者保険料軽減強化策として、国・府・市の公費による軽減措置が適用される前の保険料率と保険料(年額)。

お問い合わせ先：長岡京市 健康福祉部 高齢介護課

〒617-8501 長岡京市開田1丁目1番1号 TEL：075（951）2121 FAX：075（951）5410